

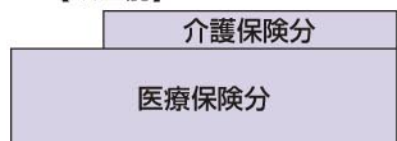
平成20年4月 から 国民健康保険税が変わります

20年4月から国民健康保険の加入者（被保険者）は、75歳未満の方になります。

国民健康保険に加入されている方（被保険者）を対象に下記の3つの合計額が、国民健康保険税として国保主（世帯主）に課税されます。

○保険税の構成

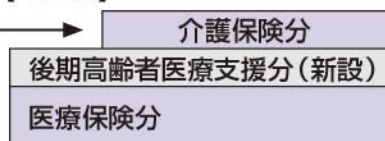
【改正前】



40歳～64歳

0歳～74歳

【改正後】



国民健康保険税

※75歳以上の方は後期高齢者医療制度の保険料を支払うことになります。

○保険税は年金からの特別徴収（天引き）

国保主を含む国保に加入している世帯員全員が65歳から75歳未満で、次の2つの条件を満たす場合、国民健康保険税は国保主の20年4月の年金から特別徴収（天引き）となります。

※国保主が年額18万円以上の年金をもらっている場合

※国保主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

上記以外の場合は、今までどおりの納付となります。

お問い合わせ：鏡野町役場 税務課 ☎0868-54-2985

【除雪作業へのご協力とお願い】

岡山県及び鏡野町においては、平成19年12月1日(土)から平成20年3月31日(月)までを道路除雪期間とさだめ、鏡野町地域防災計画に基づき積雪時の道路除雪等を実施いたします。積雪の際には、皆様の生活道路を確保するため除雪作業を行っておりますが、迅速な交通の確保のため、下記について皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 町所有の機械で除雪が可能な幅員の幹線生活道路を除雪対象路線（必要最低限の）としており、地域内の全路線が対象ではありません。
また、除雪対象の公共性の高い施設等についても、生活道路が完全に確保できた後の除雪となりますので、あらかじめご了承ください。
- 町内各地区で、上下水道工事や道路改良工事を行っているため、除雪作業ができない場合があります、例年と作業順が変更になったり路線が変更となる場合があります。
- 作業を安全で迅速に行うために、路上駐車等は絶対にしないでください。（除雪ができなくなったり、物損事故の要因になります。）
また、雪の下に引っかかりたり壊れるようなものがある所へは目印をお願いします。
- 除雪路線の沿線は、農地や住宅密集地等さまざまな状況の中、早朝から細心の注意を払い、過酷な作業をしています。
道路状況や時間の制約、また機械の構造等により、ご家庭の軒先に雪が入ったり、側溝が詰まったり等ご迷惑をおかけする恐れもありますが、その際は地元の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
なお、農地等への排雪についても併せてご理解ください。
- 路線を少しでも早く除雪するために、十分な幅員の確保ができないまま次の場所へ向かったり、雪の量や状態によっては作業を行わない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 道路脇の田・畑に電柵・トタン柵をされている方については、除雪作業で壊す恐れがありますので、各自で撤去をお願いいたします。
- 作業等の依頼は、各地区長を通じて役場へご連絡ください。
- 凍結防止剤の使用については、鏡野町役場建設課または各振興センター産業建設課に申し出てください。

※除雪についてのお問い合わせ並びに作業によって施設等が壊れたり、応急措置が必要な場合などありましたら、鏡野町役場建設課及び各振興センター産業建設課まで、ご連絡をお願いします。

昼 間（平日及び休日）（8：30～17：30）

鏡野町役場 建設課 (0868) 54-2989（直通）
奥津振興センター 産業建設課 (0868) 52-2211
上齋原振興センター 産業建設課 (0868) 44-2111
富振興センター 産業建設課 (0867) 57-2111

夜 間（17：30～8：30）

鏡野町役場 (0868) 54-2111（代表）

